

つくば市学習者用端末の適正運用及び持出しに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市立学校設置条例（昭和63年1月31日条例第53号）に規定する小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童及び生徒（以下「使用者」という。）及び保護者（以下「借受者」という。）に対して、教育の目的に用いるために教育長が貸出す学習者用端末（以下「端末」という。）の持出しを適正に運用実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育の目的 教育大綱の理念の実現のための教育活動をいう。
- (2) 教育の目的外 教育大綱の理念に合致しない教育活動をいう。営利目的や市立学校以外の組織による主導的な使用をいう。
- (3) 総研 つくば市教育委員会総合教育研究所をいう。
- (4) 市教委 つくば市教育委員会をいう。
- (5) 学習者用端末 市教委が貸与する教育の目的に用いるための端末をいう。
- (6) ヘルプデスク 学校ヘルプデスクをいう。
- (7) 校長 つくば市立学校設置条例に定める小学校、中学校及び義務教育学校の校長をいう。
- (8) 借受者 つくば市立学校設置条例に定める小学校、中学校及び義務教育学校に通う児童生徒の保護者をいう。
- (9) 使用者 つくば市立学校設置条例に定める小学校、中学校及び義務教育学校に通う児童生徒をいう。
- (10) 学校 つくば市立学校設置条例に定める小学校、中学校及び義務教育学校をいう。

(学習者用端末の使用期間及び費用)

第3条 学習者用端末の使用期間は、つくば市立学校設置条例（昭和63年1月31日条例第53号）に規定する市立学校に在籍している期間とし、同条例に該当しなくなったときは使用期間の終期とする。

- 2 学習者用端末の使用費用は、第9条に定める場合を除き、借受者には求めない。ただし、家庭における端末の利用に係る電気料金は、借受者の負担とする。

(学習者用端末の使用にかかる同意)

第4条 学習者用端末の使用について、借受者は学習者用端末使用にかかる同意書（様式第4号）に必要な事項を記載し、校長に提出する。

(持出しの決定等)

第5条 校長は、前条の規定による同意を受けたときは、その内容を調査及び審査し、持出しの適否を決定するものとする。

2 校長は、前項に規定する決定を行ったときは、使用者に端末の持出しを承認することとする。

(借受者の責務等)

第6条 前条第2項の規定による学習者用端末の持出し決定を受けた借受者は、当該端末を適切に保管及び使用するものとする。

2 借受者は、当該端末を監護する使用者の教育の目的外での利用をさせない、又は他人に使用させないものとする。

3 借受者は、事前の許可なく、当該端末に関する一切の設定を変更し、又は他人にさせてはならない。

4 借受者は、当該端末を他人に譲渡若しくは転貸し、又は他人に譲渡させ、若しくは転貸させてはならない。

5 借受者は、第3条各号に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに校長に対し、その旨を申し出なければならない。

6 校長は、借受者が第2号から第4号までの規定に該当したと知ったときは、当該端末の貸出しを終了するとともに、借受者に対し、速やかに端末を返還するよう求めることができる。

(原状回復義務等)

第7条 借受者は、借受者又は監護する使用者が当該端末の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、直ちに校長に対しその状況を報告しなければならない。

2 借受者は、借受者又は監護する使用者の責めに帰すべき理由により、当該端末の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、その損害に係る費用を負担しなければならない。

(返還)

第8条 借受者は、端末の使用期間の末日までに、端末を校長に返還しなければならない。

ただし、第6条第6項の規定により返還を求められたときは、速やかに校長に返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年3月1日から施行する。